



30 飯庶務発第 210 号  
平成 30 年 9 月 7 日

飯能市議会議長 野 田 直 人 様

飯能市長 大久保 勝

平成 29 年度飯能市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、下記のとおり別紙監査委員の意見を付けて報告します。

記

## 1 健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (12.63)	— (17.63)	3.1 (25.0)	40.4 (350.0)

※ ( ) 内は、飯能市の早期健全化基準を示す。

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字額がないため、「—」表示とする。

## 2 資金不足比率

特別会計の名称	資金不足比率 (%)
飯能市水道事業会計	— (20.0)
飯能市下水道特別会計	— (20.0)
飯能市特定環境保全公共下水道特別会計	— (20.0)

※ ( ) 内は、飯能市の経営健全化基準を示す。

※資金不足額がないため、「—」表示とする。なお、資金不足額の算出に当たっては、一般会計からの補助金等を含む。

写

30飯監委発第54号  
平成30年8月17日

飯能市長 大久保 勝 様

飯能市監査委員

吉島 一良

同

砂長 恒夫

平成29年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化  
判断比率及び資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項  
の規定により審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率について審査し  
たので、次のとおり意見書を提出します。

## 平成29年度 健全化判断比率審査意見書

### 1 審査の概要

審査に当たっては、審査に付された平成29年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について

(1) 健全化判断比率の算定が関係法令に沿って適正に行われているか。

(2) 算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか。

を主眼として実施した。

### 2 審査期間

平成30年7月26日から同年8月7日まで

### 3 審査の結果

#### (1) 総合意見

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正であると認められた。

健全化判断比率の状況 (単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	3.1	40.4
(12.63)	(17.63)	(25.0)	(350.0)

注1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、赤字額がないため「—」と表示している。

2 括弧内は飯能市の早期健全化基準である。

#### (2) 個別意見

①実質赤字比率については前年度と同じく実質赤字額がないことから、同比率は算定されない。

②連結実質赤字比率については前年度と同じく連結実質赤字額がないことから、同比率は算定されない。

③実質公債費比率については3.1%で、前年度に比べ0.6ポイント上昇しており、早期健全化基準の25.0%を下回っている。

④将来負担比率については40.4%で、前年度に比べ22.9ポイント上昇しており、早期健全化基準の350.0%を下回っている。

### 4 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

## 平成29年度 資金不足比率審査意見書

### 1 審査の概要

審査に当たっては、審査に付された平成29年度決算に基づく以下の会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について

- (1) 資金不足比率の算定が関係法令に沿って適正に行われているか。
- (2) 算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか。

を主眼として実施した。

### 2 審査期間

平成30年7月26日から同年8月7日まで

### 3 審査の結果

#### (1) 総合意見

審査に付された水道事業会計、下水道特別会計、特定環境保全公共下水道特別会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正であると認められた。

#### 資金不足比率の状況

(単位：%)

会計の名称	資金不足比率
水道事業会計	— (20.0)
下水道特別会計	— (20.0)
特定環境保全公共下水道特別会計	— (20.0)

注1 資金不足比率については、資金不足額がないため「—」と表示している。

2 括弧内は飯能市の経営健全化基準である。

#### (2) 個別意見

資金不足比率については、いずれの会計においても前年度と同じく資金不足額がないことから、同比率は算定されない。

### 4 是正改善を要する事項

いずれの会計においても、特に指摘すべき事項はない。